

# 佐野市 パートナーシップ 宣誓制度

2022年  
9月1日  
スタート

佐野市パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティ（LGBT）の2人が、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し、継続的に共同生活を行う対等な関係であることを市長に宣誓し、証明書を交付する制度です。

この制度は、婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、互いを人生のパートナーとして、自分らしく生き生きと生活されることを、佐野市として応援していく制度です。

## 宣誓をすることができる方

次の全ての項目を満たしていることが必要です。

- ①宣誓をする日に、2人とも民法に定める成年（18歳以上）に達していること。
- ②住所について次のいずれかに該当すること。
  - ・2人とも佐野市に住所がある。
  - ・1人は佐野市に住所があり、もう1人は14日以内に転入を予定している。
  - ・2人とも14日以内に転入を予定している。
- ③2人とも配偶者（事実上の婚姻と同様の関係を含む）がないこと。
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。
- ⑤お二人の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。ただし養子縁組をしている場合を除く。

## 宣誓手続きの流れ

### ①宣誓日の予約

宣誓希望日の7日前（土日・祝日・年末年始を除く）までに、電話、FAX または Eメールでご予約ください。



### ②パートナーシップの宣誓

予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。必要書類の確認と、本人確認を行い、宣誓書にご記入いただきます。



### ③宣誓証明書の交付

宣誓の要件が確認できたら、宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。

## 市民の皆様へ

本制度を導入し、市が性的マイノリティ（LGBT）当事者の関係を認めることにより、その悩みや生きづらさの軽減につなげるとともに、性的マイノリティ（LGBT）の方への市民の理解が深まることにより、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指しておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。



制度案内ホーム  
ページへの  
QRコード